

太田市特定見積審査契約の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約における、太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号。以下「規則」という。）第15条の2の規定による随意契約（以下「特定見積審査契約」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注見通し及び契約締結予定の公表)

第2条 見積審査特定随意契約の締結を予定している課等の長（以下「事業担当課長」という。）は、当該契約を締結する日の10日（契約担当課長が認めた場合は、5日）前までに、福祉団体等との特定見積審査契約手續に関する公表一覧（別記様式。以下「公表一覧」という。）の契約発注計画を作成し、契約担当課長に提出するものとする。年度の途中において新たに契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 契約担当課長は、毎年度、前項の規定により提出された書類に基づいて公表一覧に取りまとめ、規則第15条の2第1号及び第2号の規定により、契約締結までに公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 契約担当課において閲覧に供する方法

(2) 契約担当課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

(契約締結状況の公表)

第3条 事業担当課長は、特定見積審査契約を締結したときは、速やかに公表一覧の契約締結状況を作成し、契約担当課長に提出するものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により提出された書類に基づいて公表一覧に取りまとめ、規則第15条の2第3号の規定により、公表するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第4条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。